

弘前市ごみ出しサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみを自ら所定のごみ集積所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者その他の者で構成される世帯に対し、市による戸別収集を行う事業（以下「ごみ出しサポート事業」という）の実施等について必要な事項を定め、当該世帯におけるごみ出しに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 戸別収集 ごみ出しサポート事業の利用の決定を受けた世帯（以下「ごみ出しサポート利用世帯」という。）が、市長が指定した日に自宅の間口又は市長と協議のうえ決定した場所（集合住宅にあっては、所有者又は管理者等の承認を得た場所）に排出したごみ（市が定める分別区分に従って分別されたもので、大型ごみを除く）を市が収集することをいう。

(2) 高齢者等 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定若しくは同条第2項に規定する要支援認定を受けている者

イ 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護又は同法第115条の45の3に規定する指定事業者により行われる第1号事業のうち、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第4条第1号アに規定する訪問型サービスを利用している者

(3) 障がい者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要項（昭和49年2月12日付け青障第1105号青森県民生活労働部長通知）に規定する愛護手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護又は同条第3項に規定する重度訪問介護に係る介護給付費の支給の決定を受けている者

(対象世帯)

第3条 ごみ出しサポート事業の対象となる世帯は、市が毎戸収集方式によりごみ収集を行わない世帯で、その世帯の全員が次の各号のいずれかに該当し、自ら所定のごみ集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ親族その他の者の協力が得られないと認められる世帯とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 高齢者等
 - (2) 障がい者
 - (3) その他市長が認める者
- (ごみ出しサポート事業の利用申請)

第4条 ごみ出しサポート事業を利用しようとする世帯の者(以下「希望者」という。)は、弘前市ごみ出しサポート事業利用申請書(別記様式第1号)により、市長に申請するものとする。

2 希望者の親族等、関係者は希望者に代わって前項の申請をすることができるものとする。

(審査及び調査)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行うものとする。

(可否の決定)

第6条 市長は、前条の審査又は調査等の結果、ごみ出し支援事業の利用の可否を決定したときは、その内容を弘前市ごみ出しサポート事業利用決定通知書(別記様式第2号)により、第4条の規定による申請を行った者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 ごみ出しサポート利用世帯の者は、第4条の申請の内容に変更があったとき、又はごみ出しサポート事業の利用の休止若しくは取消しを希望するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

(ごみ出しサポート事業の利用取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ごみ出しサポート事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) ごみ出しサポート利用世帯が第3条の規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) ごみ出しサポート利用世帯に属する者の死亡、施設への入所、親族との同居その他の事由によりごみ出しサポート事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条の決定を受けたことが判明したとき
- (4) ごみ出しサポート利用世帯が、定められた排出方法を守らないことその他ごみ出しサポートを受けるにあたって適当でないと市長が認めるとき

(管理台帳)

第9条 市長は、管理台帳等を用いて、ごみ出しサポート利用世帯の情報を管理することとし、第7条又は前条に規定する変更等があった場合は、その内容を記録しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ごみ出しサポート事業の実施等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月13日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和2年4月1日から適用する。